

ワーク・ライフ・バランスのための 両立支援の取組みとは



ワーク・ライフ・バランスとは、仕事上の責任を果たしつつ、「仕事」と「仕事以外の生活（子育て・親の介護・自己啓発・ボランティアなど）」を、希望するバランスで行うことができる状態をいいます。バランスといっても、仕事と生活の時間配分を均等にすることはなく、自らが希望するバランスで生活できることが大切です。

両立支援の取組みとは、従業員のワーク・ライフ・バランスを企業が支援することで、従業員が働き続けやすい職場環境を整えるための取組みです。

たとえば、従業員が子どもを産み育てながら仕事を続けるために、育児休業制度や子どもの看護休暇制度を導入すること、また、親の介護をしながら仕事を続けるために、介護休業制度や短時間勤務制度などを導入することなどが、該当します。仕事以外の時間の確保を必要とする従業員が働きやすい環境を整備することで、従業員が辞めることなく働き続けることが可能になります。

そして、そのような両立支援の取組みによって、他の従業員にも働きやすい環境が整い、従業員全体の会社への満足度向上や働く意欲の向上が期待できるのです。

次の育児・介護のための両立支援制度は、育児・介護休業法で定められている制度です。自社の就業規則などで明文化されているかどうか確認しましょう。各制度の詳細については厚生労働省のホームページをご覧ください。香川労働局雇用均等室 (TEL 087-811-8924) にお問合せください。

■ 育児のための両立支援制度

育児休業

▶ 育児のために仕事を休める制度

短時間勤務制度

▶ 短時間勤務(1日6時間)ができる制度

所定外労働の免除

▶ 残業が免除される制度

子の看護休暇

▶ 子どもの病気の看護などのために仕事を休める制度

法定時間外労働の制限

▶ 残業時間に一定の制限を設ける制度

深夜業の制限

▶ 深夜(午後10時から午前5時)の就労を制限する制度

転勤の配慮

▶ 育児期の従業員の転勤に一定の配慮を求める制度

■ 介護のための両立支援制度

介護休業

▶ 介護のために仕事を休める制度

短時間勤務制度等の措置

▶ 短時間勤務などができる制度

介護休暇

▶ 介護などの必要がある日について仕事を休める制度

法定時間外労働の制限

▶ 残業時間に一定の制限を設ける制度

深夜業の制限

▶ 深夜(午後10時から午前5時)の就労を制限する制度

転勤の配慮

▶ 家族の介護をする従業員の転勤に一定の配慮を求める制度